

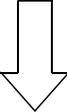
(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>【保健医療部】</p> <p>新</p> <p>1 埼玉県立大学大学院 開設準備費</p>		<p>6,200</p> <p>(一財 6,200)</p>	<p>6,200</p> <p>(一財 6,200)</p>	<p>平成21年4月に県立大学大学院(修士課程)を開設するために必要な準備を行う。</p> <p>1 教員の事前審査等業務委託 500万円</p> <p>大学院教員就任予定者の教育・研究実績の評価等</p> <p>2 認可申請書作成費 120万円</p>

【審査の考え方】
高度な知識・技術を備えた専門職を養成する上で、大学院を設置する必要性を認め、要求額を措置した。

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
2 県単独 3 医療関連 事業費	10,073,627 (財 10,073,627)	9,564,286 (財 9,564,286)	(総務部整理案) 9,374,014 (財 9,374,014)  (知事審査額) 10,679,088 (財 10,679,088)	1 重度心身障害者医療対策助成費 60億6,958万8千円 68億1,773万7千円 ・市町村事業費補助 60億6,373万7千円 68億1,188万6千円 補助率 政令市・財政力指数1以上市町村 1/3 1/2 財政力指数1未満市町村 1/2 対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳(A)・A・ B、老人保健法の障害認定者 ・医師会等事務費補助 585万1千円 2 乳幼児医療対策助成費 26億7,197万2千円 29億2,261万1千円 ・市町村事業費補助 26億2,957万4千円 28億8,021万3千円 補助率 財政力指数1以上市町村 1/3 1/2 財政力指数1未満市町村 1/2 (さいたま市は対象外) 対象者 通院 0～4歳児 (平成20年1月から就学前まで拡大) 入院 0歳児～就学前 ・医師会等事務費補助 4,200万8千円
<p>【審査の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の経済的支援の観点から、乳幼児医療対策助成費の通院対象年齢の拡大の必要性を認め、要求額を措置した。 各3医療の市町村事業費補助の補助率は、現行どおり2分の1とした。ただし、補助率の見直しに向けて、引き続き市町村と調整を行うこととした。 				

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘 要
2 県単独 3 医療関連 事業費 (続き)				<ul style="list-style-type: none">・ 市町村指導費 39万円 3 ひとり親家庭等医療対策助成費 8億2,272万6千円 9億3,874万円 ・ 市町村事業費補助 8億1,656万円 9億3,257万4千円 補助率 政令市・財政力指数1以上市町村 1/3 1/2 財政力指数1未満市町村 1/2対象者 ひとり親家庭等の18歳年度末までの 児童とその母(父)又は養育者 (一定の障害がある児童は20歳未満まで) ・ 医師会等事務費補助 616万6千円

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>新</p> <p>3 ドクターヘリ専用機 導入促進事業費</p>		<p>89,850</p> <p>〔国庫 43,666 一財 46,184〕</p>	<p>(総務部整理案)</p> <p>0</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(知事審査額)</p> <p>89,850</p> <p>〔国庫 43,666 一財 46,184〕</p>	<p>救命救急センターにドクターヘリ専用機を配備し、要請に応じて直ちに医師が現地に向かう体制を整える。 (平成19年10月から運用開始)</p> <p>1 救命救急センターへの補助(国1/2、県1/2) 8,733万3千円</p> <p>・運航経費 7,437万9千円(6か月分) ・医師・看護師確保費 869万2千円(6か月分) ・運航調整委員会経費等 426万2千円</p> <p>2 運航準備費 251万7千円</p> <p>無線設備の設置、広報用リーフレット印刷等</p>
<p>【審査の考え方】</p> <p>救命率の向上や後遺症の軽減など、救急医療体制のより一層の充実を図る必要性を認め、要求額を措置した。</p>				

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘 要
<p>新</p> <p>4 特定疾患対策費 (県単独指定疾患追加分)</p>		<p>1,500</p> <p>(一財 1,500)</p>	<p>1,500</p> <p>(一財 1,500)</p>	<p>特定疾患の患者の医療費の自己負担分の一部を県が負担する。</p> <p>医療給付(県単独指定疾患追加分) 150万円</p> <p>・県単独で新たに1疾患を追加する。</p> <p>疾患名：特発性肥大型心筋症(拡張相)</p> <p><参考></p> <p>・県単独対象(現行) 7疾患 溶血性貧血(S53) 橋本病(S54) 特発性好酸球増多症候群(H8) 脊髄性進行性筋萎縮症(H16) 脊髄空洞症(H16) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎(H17) ミトコンドリア脳筋症(H18)</p> <p>・国庫補助対象(現行) 45疾患</p>

【審査の考え方】
 難病患者の経済的支援の観点から、事業の必要性を認め、要求額を措置した。

保健医療部